第３回　碧南市農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年９月２５日（金曜日）午後２時から午後２時３０分まで

２．場　　所　　碧南市役所本庁舎　議員大会議室

３．出席委員（農業委員出席１０名／定数１１名、農地利用最適化推進委員出席８名／定数９名）

会　　長	神谷昌明		
農業委員	山中力四郎	藤浦利吉	奥谷治子
	黒田実	岡田みさ子	永井千春
	齋藤明充	近藤正孝	山中めぐみ
農地利用最適化推進委員			
	三島幸雄	新美康弘	磯貝孝弘
	禰宜田時晴	長谷部実	藤関弘之
	金原節子	梶川吉治	

４．欠席委員（農業委員１名、農地利用最適化推進委員１名）

原田孝司	杉浦孝明

５．議事日程

第１　議事録署名委員の選定について

　第１　議事録署名委員の選定について

第２（１）議案について　（１５件）

　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の件　３件

　議案第２号　農用地利用集積等促進計画の公告について　１２件

（２）報告事項について　（１３件）

　報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の件　１２件

追加報告

　報告第２号　生産緑地あっせん願の件　１件

６．事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次　　長	伊藤博之	係　　長	松井佑未子
主査	梅木純一	主　　事	石川修平		

７．議事とその結果

次　長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第３回　碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。１０番委員、１２番委員から欠席の届出がありました。よって、本日の出席委員は農業委員１０名・推進委員８名の委員全員の出席をいただいておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 それでは、これより議事の審査に移ります。 これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会会議規則第６条第１項の規定により、会長にお願いいたします。
会　長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第１の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議　場	(「異議無し」の声)
会　長	それでは、７番委員、８番委員にお願いします。
会　長	次に、日程第２の議事に入ります。 議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	１ページをお開きください。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてです。 受付番号８１番 ◎◎町◎丁目◎◎番　畑　８３６㎡はじめ２筆、１，７２８㎡につきまして □□町□丁目□□番地　　□□□□さん　から △△町△丁目△△番地　　△△△△さん　へ　所有権設定の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、〇〇円、坪単価は約〇〇円です。 譲渡人、譲受人の関係は兄妹であり、本案件は相続で揉めている案件になります。 両者の間にそれぞれ弁護士が介入しており、弁護士同士で決定した価格と聞いております。恐らくみなし贈与等も全て考慮されたうえでの価格設定と思われます。 農地法第３条第２項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第１号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力について自作地は畑が１，３０９㎡です。貸付地は田が７６５㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴４０年の△△さんです。 通作距離は、車で１３分となっております。 第４号関係の、農作業従事日数について、△△さんは２４０日です。 第６号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。 以上のことから、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可の要件を

すべて満たしていると考えます。
９月８日に、５番委員と９番委員、事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、１７ページにあります。

続きまして、受付番号８２番です。
◎◎町◎丁目◎◎番　　畑　７０７㎡につきまして
□□町□丁目□□番地　　□□□□さん　から
△△町△丁目△△番地　　△△△△さん　へ　所有権設定の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。
対価は○○円、坪単価は約○○円です。
農地法第３条第２項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、
第１号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力について自作地は田が５，０９９㎡、畑が１０，１０５㎡です。借入地は畑が４５，７９２㎡です。経営地は合計６０，９９６㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴２０年の△△さんと、１２年の妻、８名の臨時雇用者です。
通作距離は、車で４分となっております。
第４号関係の、農作業従事日数は、△△さんが３００日、妻が２００日です。
第６号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。
以上のことから、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
９月９日に、１８番委員、１９番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、１８ページにあります。

最後に受付番号８３番です。
◎◎町◎丁目◎◎番　畑　４０７㎡につきまして
□□町□丁目□□番地　　□□□□さん　から
△△町△丁目△△番地　　△△△△さん　へ　所有権設定の許可申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の廃止、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、市街化調整区域の農地です。
対価は○○円、坪単価は約○○円です。
農地法第３条第２項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第１号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力について自作地は畑が６，６９７㎡です。借入地は畑が３，０４１㎡です。経営地は合計９，７３８㎡です。貸付地は１，８４８㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴５０年の△△さんと、７６年の父、４０年の母、１０年の長男、３名の臨時雇用者です。

	通作距離は、車で４分となっております。 第４号関係の、農作業従事日数は、３００日の△△さん、父、母、３３０日の長男です。 第６号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのことです。 以上のことから、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。 ９月９日に、１８番委員、１９番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は、１９ページにあります。
会　長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まずは、受付番号８１番です。５番委員お願いします。
５番委員	現状はガラスハウスでぶどうが植わっている状況です。現在△△様が耕作されていることもあり、問題無いと思われます。
会　長	ありがとうございました。 続いて、９番委員お願いします。
９番委員	価格について、かなり安価と思われますが兄妹間で決まった価格であるなら仕方ないのかなと思います。他は問題無いと思われます。
会　長	ありがとうございました。続きまして、受付番号８２番、８３番です。 １８番委員お願いします。
１８番委員	受付番号８２番、８３番共にきれいに耕作されております。問題無いと思われます。
会　長	ありがとうございました。続いて、１９番委員お願いします。
１９番委員	受付番号８２番については、草一本生えておらずとてもきれいに耕作されておりました。受付番号８３番について現状タマネギが耕作されておりました。どちらも問題無いと思われます。
会　長	ありがとうございました。 それではこの件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会　長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第１号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議　場	（「異議無し」の声）
会　長	異議もございませんので、議案第１号は原案のとおり決定しました。
会　長	次に議案第２号、「農用地利用集積等促進計画の広告について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案第２号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。 中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。

	案件は、全て貸借権設定で、合計件数１２件、合計面積１５，０８８㎡です。内訳につきましては、全て畑となっております。 この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。
会　長	ありがとうございました。 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。 ２番委員の案件を先決します。
２番委員	（退席）
会　長	２番委員の案件は受付番号８６番です。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
会　長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 ２番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議　場	（「異議無し」の声）
会　長	異議もございませんので、２番委員関連の受付番号８６番は、原案のとおり決定しました。
２番委員	（自席に戻る）
会　長	次に５番委員の案件を先決します。
５番委員	（退席）
会　長	５番委員の案件は、受付番号８８番です。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
会　長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 ５番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議　場	（「異議無し」の声）
会　長	異議もございませんので、５番委員関連の受付番号８８番は、原案のとおり決定しました。
５番委員	（自席に戻る）
会　長	それでは、先決２件を除く１０件について、質疑に入ります。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会　長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第２号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議　場	（「異議無し」の声）
会　長	異議もございませんので、議案第２号は原案のとおり決定しました。
会　長	引き続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の件　　１２件 追加報告 報告第２号　生産緑地あっせん願の件　　１件 合計１３件、一括報告してください。
事務局	（報告）
会　長	ありがとうございました。

	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
会　長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
会　長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第１１条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
会　長	無いようですので以上をもちまして、第３回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後２時３０分閉会～